

ご質問	弊社回答
<p>建設業です。新分野展開にあたり、自社の土地の造成をするために自社に発注することができますでしょうか？ その場合、補助金の対象となるのでしょうか？</p>	<p>建物費の経費は補助の対象になりますが、土地の造成費については補助金の対象となりません。また、自社に発注することはできません。補助対象は、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）する必要があります。</p>
<p>既存の売上規模が小さい場合でも補助金の対象となるのでしょうか？</p>	<p>既存の売上規模に対する下限については設けられておりませんので、補助金の対象となります。</p>
<p>新市場、新サービスの売上げが本来の主たる業務の新規顧客拡大を目的とした業務である場合、シナジー効果で増加した主たる事業の売上げについても売上高要件の10%に加算して計算しても良いのでしょうか？</p>	<p>売上高10%要件では、新たな製品等（または製造方法等）の売上高が総売上高の10%以上となること、となっております。したがって主たる事業の売上げについては加算して計算することはできません。</p>